

議案第 28 号

天理市介護保険条例の一部改正について

天理市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年 3 月 9 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第 1 号中「20,400円」を「24,500円」に改め、同条第 2 号中「30,600円」を「24,500円」に改め、同条第 3 号中「40,800円」を「36,750円」に改め、同条第 4 号中「51,000円」を「49,000円」に改め、同条第 5 号中「61,200円」を「61,250円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 令第38条第 1 項第 6 号に掲げる者 73,500円

第 4 条第 3 項中「又は第 4 号口」を「、第 4 号口又は第 5 号口」に、「第 4 号まで」を「第 5 号まで」に改める。

第13条中「第31条第 1 項後段」の次に「、第33条の 3 第 1 項後段」を加える。

附 則

（ 施行期日 ）

第 1 条 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（ 経過措置 ）

第 2 条 改正後の天理市介護保険条例第 2 条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（ 平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例 ）

第 3 条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成18年度の保険料率は、改正後の第 2 条の規定に

かかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 改正後の第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、改正後の第2条第1号に該当するもの
32,340円
- (2) 改正後の第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの
32,340円
- (3) 改正後の第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの
40,670円
- (4) 改正後の第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号。以下「改正地方税法等」という。）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第2条第1号に該当するもの
36,750円
- (5) 改正後の第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの
36,750円
- (6) 改正後の第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、

同条第 3 号に該当するもの 44,590円

(7) 改正後の第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 2 項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 4 号に該当するもの 52,920円

2 平成18年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成19年度の保険料率は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 1 号に該当するもの 40,670円

(2) 改正後の第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 40,670円

(3) 改正後の第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 44,590円

(4) 改正後の第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(改正地方税法等附則第 6 条第 4 項の適用を受けるもの(以下この項において「第 4 項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第 2 条第 1 号に該当するもの 49,000円

(5) 改正後の第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、

同条第 2 号に該当するもの 49,000円

(6) 改正後の第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 4 項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 52,920円

(7) 改正後の第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 4 項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 4 号に該当するもの 56,840円